

第21回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年5月10日（火）午後6時45分～
大宮役所南館301会議室

- 1 開 会

- 2 議題
 - (1) 各チームからの報告事項について

 - (2) 自治基本条例の前文等について

- 3 その他

- 4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 条例前文（たたき台）及び他政令指定都市の例

参考資料1 市民から寄せられた意見

条例前文（たたき台）及び他政令指定都市の例

(仮称)さいたま市市民自治基本条例（前文たたき台）	川崎市自治基本条例（前文）	静岡市自治基本条例（前文）
<p>①さいたま市には、様々な歴史や文化、そして多くの自然があります。また、高度で多様な都市機能が集まり、埼玉県の行政、経済の中心として、さらに首都圏における中核的な役割を担いつつ、生活都市としても発展してきました。</p> <p>②しかし、現在では、少子高齢化の急速な進展や地域への無関心層の増加など、私たちを取り巻く状況は大きく変わりつつあります。また、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、行政需要や地域の課題も多様化しつつあります。</p> <p>③本市では、これまでも多くの人たちが、まちづくりに携わってきましたが、一方で、私たち市民には、まちづくりを担うのは議員や市長であるという考え方もあったかもしれません。</p> <p>④まちづくりの主体は、私たち市民です。今後は、私たちを取り巻く状況を踏まえ、より多くの市民が自ら地域の活動や市政に参加しながら、まちづくりを進めていく、そして、議会、市長その他の執行機関、職員には、市民とともに、市民のための市政を行うという、市民自治の確立が必要です。</p> <p>⑤そこで、まちづくりを進める際の拠り所となる考え方や、誰がどのような役割を果すのかなど、基本的なルールを誰が見ても分かりやすいように整理し、みんなで共有するため、まちづくりにおける最も大切な規範として、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。</p> <p>⑥そして、本市の個性や魅力を活かしたまちづくりを進め、市民が誇りを持ち、子どもから高齢者まですべての市民が生きがいを持ち、安心して心豊かに生きていくことができるまちを目指します。</p>	<p>私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。</p> <p>今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。</p> <p>私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。</p> <p>こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。</p> <p>そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。</p>	<p>静岡市は、北は南アルプスの雄大な山々が連なり、南は穏やかな駿河湾に臨み、東に霊峰富士を仰ぐなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた快適な環境を有しているとともに、今川氏、徳川氏の時代から政治、経済、文化及び交通の要所として国内外の拠点都市という役割を担い、重みある歴史と伝統とともに発展してきました。</p> <p>このまちには、先人たちが人と人とのつながりを大切にしながらはぐくんだほのぼのとした心豊かなまちという、これまでの大都市とは趣の異なる特色が備わっており、また大切な財産として受け継がれています。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして私たちは、このまちの豊かな風土を大切に守り育てつつ、高度な都市機能と融合させることによって、より一層心豊かで快適に暮らせる生活環境と安心して活動できる安全な地域社会を築き上げ、未来を担う子供たちへ引き継がなければなりません。</p> <p>そのためには、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。</p> <p>そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立した市民として、私たち自身で、又は私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働して、私たちとこのまちを共に成長させながら、世界に誇れる自立した静岡市を創造することを誓い、ここに静岡市のまちづくりにおける最高規範として、この条例を制定します。</p>

条例前文（たたき台）及び他政令指定都市の例

札幌市自治基本条例（前文）	新潟市自治基本条例（前文）	北九州市自治基本条例（前文）
<p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和 38 年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p>	<p>信濃、阿賀野の流れが日本海に注ぎ、ゆったりと広がる田園や里山、水辺に水鳥たちが舞い、夕日の美しいまち、新潟。</p> <p>恵まれた自然や環境に加え、高い拠点性と都市機能を併せ持ち、世界に開かれた開港五港の一つ、新潟。これが、私たちの暮らしているまち。</p> <p>私たちは、先人たちが編んだ歴史に大きな誇りを感じています。この地では農民自らが開田を主導し、みなとでは町人自らがまちを経営してきました。</p> <p>自主と自治の精神から多様な文化と風土が育はぐくまれ、個性的な地域の発展を成し遂げてきました。これが、私たちの築いてきたまち、新潟。</p> <p>私たちは、今、本州日本海側で初の政令指定都市新潟を船出させました。田園とみなとまちが恵み合い、世界の人々と英知が集まる交流都市を目指して、私たちの航海は、たゆみなく続きます。</p> <p>私たちは、世界との交流を深め、互いの価値を認め合いながら、多様な文化と知恵を導き入れ、地域と世界にとって有為の人材を育てます。日本海の平和に貢献し、一人ひとりの人権が大切にされる、新潟。これが、私たちの目指しているまち。</p> <p>私たちは、先人から受け継いだ自主と自立の精神風土をいかし、新潟の地から地域主権の流れを大きくして、国、県と相互協力の関係を築きます。その土台の上で、地域の歴史と文化をいかした、個性的な、真に自立度の高いまちづくりを進めます。これが、私たちの誇りとなるまち、新潟。</p> <p>私たちは、地域のことは自らが考え、自らが行動するという、分権型の政令指定都市をつくります。そこでは、市民が主体的にまちづくりに参画し、共助と協働の輪を広げて、安心して暮らせる社会、持続可能な市民自治の仕組みを自らの力でつくり上げていきます。これが、私たちのつくり出すまち、新潟。</p> <p>かつてないまちをつくるため、私たちは、培われてきた地域の絆きずなを大切にし、市全体の一体感を保ちながら、地域の独自性や地域コミュニティの自立性を尊重した自治を推進し、それぞれの役割を果たします。</p> <p>このような考えの下、市民自治の基本となる条例として、ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち、新潟を、未来へとつなげていくために。</p>	<p>誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。このまちの良さを守り、慈いつくしみ、子どもたちに伝えていきたい。</p> <p>私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。</p> <p>私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。</p> <p>私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につながる私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。</p> <p>ここに本市の自治の礎となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。</p>

市民から寄せられた意見

自治基本条例中間報告について

法令様式としては要件を具備していると思いますが、次の3点に疑問があります。

1 議会の役割

「市の意思を決定する」とあるが、現実の議会・議員と市民との乖離を考えると、本当ですか。この感覚を条例から削除するくらいの英断が欲しい。

2 区役所の役割

地域振興の拠点であるべきと思う。現在は、本庁の単なる出先機関のひとつにすぎない存在であり、区長も1年から2年でコロコロ変わる状況である。

3 区民会議の役割

区のまちづくりの課題を協議し、区長に提言するという。現在は、単なる委員の勉強会であり、まちづくりの課題を考える意識にいたっていないことが問題である。

以上、1名の方からの意見